

平成31年1月7日

お客様各位

萩山口信用金庫

「後見支援預金」の取扱開始につきまして

当金庫は、平成31年1月7日(月)より、成年後見支援信託と同等の機能を備え、
手続が簡便で費用のかからない「後見支援預金」の取扱いを開始します。

本預金の取扱いにより、社会問題化している後見人による不正な預金の引き出しの
防止に努めるとともに成年後見制度の普及に貢献してまいります。

記

1. 名 称 後見支援預金
2. 取 扱 開 始 平成31年1月7日
3. ご利用いただける方 家庭裁判所から「後見支援預金」新規契約にかかる「指示書」を交
付された方
4. 特 徴
 - ・家庭裁判所の指示書に基づき取引を行います。
 - ・普通預金として取扱い、キャッシュカードは発行できません。
 - ・預入金額は1円以上、1円単位です。
 - ・スーパー定期1年(300万円未満)の店頭表示金利を付与しま
す。
 - ・振込手数料(自動振込含む)を免除します。
(ただし、後見支援預金口座から後見人が別途管理する生活口座
へ振替える場合、または、後見人が別途管理する生活口座から後
見支援預金口座へ振替える場合の振込手数料に限ります。)

《本件に関するお問い合わせ先》

萩山口信用金庫 業務部 業務企画課 (担当: 鈴川)

電話番号 083-902-2733